2026 年度～2030 年度（債）袋井市森町広域行政組合例規データベース等更新業務委託
実施要領

1　目的

例規審査等の法制執務に係る業務の効率化、例規集維持管理における更なる確実性･正確性の向上を図り、法令改廃情報等の迅速な把握･提供及び経費の節減等を目的とする。

2　業務概要

（1）業務名

2026 年度～2030 年度（債）袋井市森町広域行政組合例規データベース等更新業務委託

（2）業務内容

「2026 年度～2030 年度（債）袋井市森町広域行政組合例規データベース等更新業務委託仕様書」のとおり

（3）契約期間

契約日から 2031 年３月 31 日まで

（4）システム導入、構築期間

契約日から 2027 年３月 31 日まで

（5）システム運用期間

2027 年４月１日から 2031 年３月 31 日まで

（6）委託経費（上限額）

3,972 千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

※ 上記の金額内で提案のこと。

※ 契約締結後、更新データの増減による追加請求又は返金は行わない。

3　参加資格要件

本提案に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

（1）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しない者であること。

（2）袋井市工事請負契約等に係る指名停止等措置要綱（平成 17 年袋井市告示第 206 号）に基づく指名停止を受けていない者であること。

（3）「袋井市公共工事からの暴力団及びその関係者排除措置要綱（平成 17 年袋井市告示第 207 号）に基づく指名排除措置を受けていない者であること。

（4）民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者であること。

（5）他の自治体において本業務と同種のシステムの詳細設計・開発業務を受託した実績

を有する者であること。

（６）本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること。

４　参加方法

本件に参加を希望する者は、次に掲げる書類を期限までに提出するものとする。

（１）参加表明書

ア　提出期限　2026 年 11 月 16 日（月）午後５時 15 分まで

イ　提出場所　袋井市森町広域行政組合　事務局総務課

ウ　提出書類　参加表明書（様式第 1 号）（事業者概要を添付のこと。）１部

エ　提出方法　持参又は郵送（いずれの方法も提出期限必着のこと。）

（２）提案書、システム自治体実績表、参考操作マニュアル及び参考見積書

ア　提出期限　2026 年 11 月 25 日（水）正午まで

イ　提出場所　袋井市森町広域行政組合　事務局総務課

ウ　提出書類　各２部 及び 提案書（様式第３号）１部

提出書類のデータを保管したＣＤ－ＲＯＭ　１枚

（ア）提案書（任意様式）

「袋井市森町広域行政組合例規データベース等更新業務委託仕様書」に記載する全ての要件を満たす内容であること。また、書式は自由とするが、Ａ４版を基本とし、それより大きいサイズの用紙を使用するときは、Ａ４版のサイズに折り込むこと。

（イ）システム導入自治体実績表（本組合に提案する各システムの自治体運用実績を記載したもの、書式自由とする。）

（ウ）参考操作マニュアル（システムプレゼンテーション時に使用するシステムに関する操作マニュアル。システムを導入している団体へ配布するもの。）

（エ）参考見積書（任意様式）

（３）提出書類の返却

提出された書類は返却しない。

５　質疑応答

（１）本件の参加表明書を提出した者は、2026 年 11 月 18 日（水）午後５時 15 分までに、任意様式にて本件についての質問をすることができる。その場合は、質問書（様式第２号）により御提出ください。

（２）質問方法は電子メールで行うこととし、訪問や電話による質問は受け付けない。

（３）評価に関する質問については、回答しない。

（４）質問に対する回答は、2026 年 11 月 20 日（金）までに、参加表明書を提出した者全員に対し、質問事項及びその回答を電子メールで通知する。

6　選定方法

（1）選定方式

提案書、参考見積書及び選定委員会におけるプレゼンテーションによる審査を行い、その内容を総合的に評価するプロポーザル方式とする。なお、プレゼンテーションにかかる必要な機材等は参加者が準備すること。

ア　選定委員会（プレゼンテーション）

（ア）所要時間　1社あたり 50 分程度

（配分の目安：説明時間 30 分（仕様書に基づく）、 質疑応答 20 分）

（イ）開催日時等

2026 年 11 月 27 日（金）　13 時 30 分から

袋井市森町広域行政組合事務局　3階研修室

（ウ）出席者　3人以内

イ　審査基準及び評価点数

審査項目	評価点数
例規システム	１４
法制支援関連業務	２０
外部公開用例規	4
サポートに関するもの	１７
その他事項（独自の機能等）	２０
費用	5

（2）選定結果

提案書等の内容及びプレゼンテーションの提案内容を総合的に審査し、評価し、最も優れた提案を行った事業者を優先交渉権者として選定する。その結果は 2026 年 12 月 4 日（金）までに文書にて通知する。

なお、審査結果に対する異議申立て等については、一切受け付けない。

7　その他の留意事項

（1）提案者は、本件に関して袋井市森町広域行政組合が提供した情報等を本件の提案以外に使用し、又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置を講じることとする。なお、提案が採択されない場合においても同様の扱いとする。

（2）提案に係る一切の費用については、全て提案者の負担とする。

（3）2027 年４月１日からの業務を円滑に履行するために必要な事前準備業務については、全て事業者負担とする。

（4）業者決定後、事業の円滑かつ具体的な実施に向けて、提案内容の変更や新たな提案を求める場合がある。

（５）本要領の配付後は、袋井市森町広域行政組合及び本業務に関連する部署への一切の営業活動及び情報収集活動を禁ずる（ただし、「４ 参加方法 5 質疑応答」 の事項は除く。）。

（６）次のいずれかに該当する場合は、無効とする。

ア 「３ 参加資格要件」に示した参加資格要件を満たさない者が提案を行った場合

イ 全ての提出書類及びプレゼンテーションの説明内容（質疑応答を含む。）のうち、いずれかに虚偽の提案を行った場合

ウ 本要領の配付後から受託事業者と契約を締結するまでに、袋井市森町広域行政組合職員及び公職にある者と不当な接触を行った場合

８ 問い合わせ先

袋井市森町広域行政組合 事務局総務課 担当：鈴木

住 所：〒437-1312 静岡県袋井市岡崎 6635-192

電 話：0538-30-0530

ＦＡＸ：0538-30-2530

電子メール：soumu-g@city.fukuroi.shizuoka.jp

受付時間：月曜日～金曜日（祝日を除く） 午前９時から午後５時まで

※スケジュール

業務委託実施の公告（ホームページ掲載）	2026 年 11 月 6 日（金）
参加申込書提出期限	2026 年 11 月 16 日（月）
質問受付期限	2026 年 11 月 18 日（水）
質問回答期限	2026 年 11 月 20 日（金）
提案書提出期限	2026 年 11 月 25 日（水）
選定委員会（プレゼンテーション）	2026 年 11 月 27 日（金）
選定結果通知	2026 年 12 月４日（金）
事前準備業務契約	2026 年 12 月７日（月）
新システム移行作業	契約日の翌日から 2027 年３月上旬まで
新システム連携テスト	2027 年３月上旬から同年３月下旬まで
新システム利用開始	2027 年４月１日